

「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の終了について

平成25年度から保証協会において全国統一で行っている「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく信用保証料の割引制度については、平成29年3月31日をもって取扱いを終了することとなりました。

なお、神奈川県内3信用保証協会（川崎市・神奈川県・横浜市信用保証協会）におきましては、経過措置期間として、平成29年6月30日（金）（保証受付分）まで保証料割引を継続することといたします。

また、会計参与の設置に基づく中小企業会計割引制度の対象となることについて、従来と変更はございません。